

施策マネジメントシート

基本施策名	04 すべての子どもが自分らしく生きられる子育て支援	施策統括課	施策推進担当	氏名	馬橋利行
政策名	21 子育て・教育	主な関係課	児童青少年課・子育て支援課、公民館・しょうがいしゃ支援課・オンブズマン事務局		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等
 児童福祉法に基づく0歳から18歳までの子ども
 子ども・若者育成支援推進法により、一部の若年者支援については、20歳代も含む。

② 施策の目的

子どもが本来持っている権利を守り、常に「子どもの最善の利益」の実現のため、また、自立した人間として必要な社会性や判断力、豊かな感性を身につけて成長を遂げられるよう、家庭や学校、その他関係機関及び地域との連携を図りながら、「ここで生まれ、ここで子ども時代を過ごすことができ良かった」と思えるまちを目指します。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

名称	単位
ア 子どもを持つ世帯数	世帯
イ 0歳から18歳の子どもの数	人
ウ	
エ	

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

名称(展開方向ごとに記載)	単位
1 ア 幼児教育推進事業への参加者数	人
イ	
2 ア 子どもが市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識をもって準備段階等から参加した子どもの数	人
イ 子ども自身からの相談の受付件数	件
3 ア 自己肯定感のある児童・生徒の割合	%
イ	
4 ア 児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し、友達と学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合	%
イ	

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 幼児期からの教育の推進	これからの未来を支える子どもたちのために、成長段階に応じた質の高い教育・保育環境を整えます。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幼児教育推進プロジェクトを継続・発展させ、子どもが将来に向かって生き抜く力を身につけるための基礎となる「非認知スキル」を育てる環境づくりを推進します。 ◆ 市内幼稚園、保育園、認定こども園や社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との連携を強化します。 ◆ 幼児教育推進プロジェクトを土台として、矢川複合公共施設内において幼児教育センター事業を実施し、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりの推進を図ります。 ◆ 新たなステージへ進む子どもたちの円滑な就学に向けた幼保小連携の課題に取り組みます。
2 ありのままの自分でいられる場所づくり	相談・支援体制の強化や課題を抱える若者支援を推進することで、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりや、いじめや虐待といった様々な人権侵害から子どもを守ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誰もが子どもの権利についての理解を深め、互いに尊重し合えるまちをつくるために、(仮称)子ども基本条例を策定します。また、子どもの権利を具体化する子ども参画の仕組みづくりを推進します。 ◆ 子どもへの虐待防止対策の強化を図ります。 ◆ 子ども自身からの相談を受ける体制の充実を図ります。 ◆ 子どもの人権オンブズマンの周知・啓発に努め、子ども自身から相談しやすい環境を作ります。 ◆ ひきこもりなどの課題を抱える子どもや若者への社会的自立に向けた支援を行います。
3 すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり	すべての子どもがその生まれた環境に左右されることなく成長できるまちを目指します。また、成長・発達に配慮が必要な子どもと家庭に対し、早期からの支援により安心して子育てと子どもの成長を見守ることのできる環境の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ひとり親家庭や生活に困窮している子育て家庭への自立支援施策や宅食等の食の支援の充実を図るとともに、子ども本人の生き抜く力を高める支援を行うことにより子どもの貧困対策を進めます。 ◆ 発達が気になる乳幼児の保護者の方へ「早期の気づき」に向けた取組を進めます。 ◆ 発達が気になる子どもについて、相談体制の充実を図るとともに、児童発達支援センターや市内の児童発達支援事業所などの関係機関や就学相談事業や教育相談事業との連携の強化に努め、成長・発達に応じた切れ目のない支援の充実を図り、子ども・保護者のその意見を十分に尊重しながら発達支援の取組を進めます。 ◆ 子ども家庭部や教育委員会、健康福祉部など、複数の部署が関わる外国籍の子どもと家庭への相談体制については、「くにたち子育てサポート窓口」が関連部署を繋ぎながら、取組を進めていきます。 ◆ 認可保育園での医療的ケア児等の受け入れについて、調整指数による利用調整を前提としつつ、個別の相談や主治医、園医との情報共有等、きめ細かな調整を経る中で受け入れ体制を整えるなど対応を図ってまいります。
4 子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり	子どもが様々な体験活動や異年齢との交流等により、豊かなこころを育み、地域における子どもの居場所を拡大するとともに「子育て」を地域で支える仕組みづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 矢川複合公共施設の整備に向け、児童館機能の強化を推進するとともに機能の見直しを図り、子育て家庭や様々な子どもが安心して成長できる居場所づくりを推進します。 ◆ 放課後子ども総合プランを推進し、放課後の子どもたちの成長等を促すために、子どもたちが有意義に過ごすことができる環境を整えます。 ◆ 子どもたちが自主性や社会性、創造性等を身につけ、自立に向けた「生きる力」を育んでいけるように、子どもたちの学びや体験機会の充実を図ります。 ◆ 国内・海外等への派遣を通して、青少年育成や世界を舞台に活躍するグローバルな人材の育成を推進します。 ◆ 子どもたちが地域の中でいきいき活動できるように、青少年地区育成活動や居場所づくりを行う団体の育成を推進します。

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R9年度	目標達成度		
対象指標	ア	世帯	見込み値 実績値	7,440	7,396	7,329	8,091	8,013	7,947					達成・未達成	前年度比較
	イ	人	見込み値 実績値	11,621	11,556	11,530	11,407	11,321	11,184						
	ウ		見込み値 実績値												
	エ		見込み値 実績値												
成果指標	展開方向1	ア	人	成り行き値									未達成	向上	
				目標値	-	-	300	300	300	400	500	600			
	実績値	-	-	349	170	198	197								
	基本計画における指標の説明又は出典元				幼児教育推進事業への参加者数										
	イ	成り行き値													
		目標値													
	実績値														
	基本計画における指標の説明又は出典元														
	展開方向2	ア	人	成り行き値										未達成	低下
				目標値									250		
	実績値					197		0							
	基本計画における指標の説明又は出典元				市政やまちづくりなどの事業等に主体的意識を持って準備段階等から参加した子どもの数										
	イ	成り行き値												達成	向上
		目標値		10	15	20						218			
	実績値		5	128	171	167	139	160							
	基本計画における指標の説明又は出典元				子ども家庭支援センター及び教育相談室、また児童館・学童、子どもオンブズマンにあった、子ども自身からの相談の件数										
展開方向3	ア	%	成り行き値										達成	維持	
			目標値												
実績値					77.2/66.4	77.5/66.7	77.8/67.0	78.1/67.3			87.0/74.5				
基本計画における指標の説明又は出典元				自己肯定感のある児童・生徒の割合											
イ	成り行き値														
	目標値														
実績値															
基本計画における指標の説明又は出典元															
展開方向4	ア	%	成り行き値										達成	維持	
			目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上			
実績値			95.3	93.7	95.0	92.7	93.2								
基本計画における指標の説明又は出典元				児童館や学童保育所、放課後子ども教室などに参加し友だちと学びや体験ができて楽しいと思う児童の割合											
イ	成り行き値														
	目標値														
実績値															
基本計画における指標の説明又は出典元															
事務事業数		本数		20	17	14	14	13							
施策コスト	事業内	財源	国庫支出金	千円	25,298	32,148	44,369	45,369	61,967						
		都道府県支出金	千円	40,915	105,603	56,412	47,653	69,254							
		地方債	千円			0									
		その他	千円	31,664	32,503	0		17,665							
		一般財源	千円	28,855	-100,016	76,326	80,632	-108,591							
	事業費計(A)	千円	126,732	70,238	177,107	173,654	40,295	0	0	0	0				
人件費	延べ業務時間	時間	92,527	92,341	99,400	107,535	108,303								
人件費計(B)	千円	233,692	233,750	245,735	259,612	259,750									
トータルコスト(A)+(B)	千円	360,424	303,988	422,842	433,266	300,045	0	0	0	0					

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)
 ・子ども人権オンブズマンにおいて、アンケートに心配ごとなどの記述欄を設けたことにより、子ども本人からの相談が37件となり、大幅に増加した。
 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、児童館では2か月程度休館した上に、事業については全体的に休止及び縮小とした。放課後子ども教室についても、密になりやすい室内実施を取りやめるなどした。
 ・公民館の学習支援「LABO☆くにスタ」は、適切な感染対策を講じて事業実施したが、保護者及び本人が感染拡大の可能性を不安視し、参加をためらったと思われ、令和元年度616人、令和2年度374人、令和3年度264人と参加者が激減した。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

<p>●展開方向1</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月1日に施行された新たな「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、3歳児以上の教育に関する規定が概ね共通化され、保育園も幼稚園や幼保連携型認定こども園のように幼児教育施設として位置付けられた。また、幼児教育から就学後のつながりも明確化され、「保育所保育指針」においては、0歳からの幼児教育の重要性が記載された。 <p>●展開方向2</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月の児童福祉法改正により、児童福祉の「対象」として位置づけられていた「子ども」が、児童福祉の「権利主体」に転換され、児童福祉法の理念が明確化された。 平成26年1月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、国が子どもの貧困対策に関する大綱を策定した。 ひきこもり課題は、若年者(青年期・ポスト青年期)の課題と目され、東京都においては治安対策本部が所管していたが、拡大する8050問題等から、平成31年に内閣府が40代以上の年齢を対象とした調査を実施して以降、ひきこもり支援は全年齢対象へと拡大し、東京都においては福祉保健局の所管となった。 令和元年6月に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(しつけによる体罰禁止)、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化、保護者の支援など、所要の措置を講ずることが盛り込まれた。 東京都子ども基本条例が令和3年4月1日より施行され、国立市子ども基本条例策定検討で留意する。 子ども基本法案が、2023年4月1日施行を目指し、国会で審議され、国立市子ども基本条例策定検討で留意する。 <p>●展開方向3</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月に児童福祉法が改正され、障害種別で分かれていた施設体系が通所・入所別により一元化され、障害児通所施設の実施主体は市町村に移行され、児童発達支援や放課後等デイサービスなどが位置付けられた。それ以後、児童発達支援・放課後デイサービスの事業所数は全国的にも増加傾向にある。 平成26年の「母子及び父子並びに寡婦福祉法」及び「児童扶養手当法」の改正により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施され、ひとり親支援施策が拡充されている。 ヤングケアラーへの支援が求められている。 <p>●展開方向4</p> <p>平成26年度の児童福祉法改正に伴い、学童保育所の対象年齢が拡大された。</p>
--

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

<ul style="list-style-type: none"> 議会より、幼児教育について、そこで培ってきたものを学校教育にスムーズにつなげていく仕組みを作っていくべきでないかとの意見がある。 議員より、子どもの人権に関する条例の制定について検討を求める声がある。 議員より子どもの声を聞きとる手段・手法等を検討すべきとの意見がある。 市民より子どもの居場所の充実(学童保育所の保育時間の拡大、放課後子ども教室の日数増 等)を求める声がある。特に、低所得者やひとり親家庭等への支援として、子ども食堂等への支援を充実させる声がある。 財政改革審議会より、児童館・学童保育所の民営化について意見があるが、市民からは市直営を維持すべきとの要望がある。 事業対象者(市内幼稚園・保育園・学童保育所)から、児童発達支援について巡回相談の拡充を求める意見がある。 保護者より、就学後の支援に関して包括的な情報提供をしてほしいという声がある。
--

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

<ul style="list-style-type: none"> 幼児教育の推進は、他市ではあまり取り組まれていない取り組みであり、先進的な取り組みとなっている。今後展開予定の幼児教育センター事業を含む矢川プラスでの取り組みに、都の補助金が採択されるなど、都からも注目されている取り組みである。 令和4年6月現在、市内に児童発達支援事業所6か所、放課後デイサービス事業所が12か所あり、令和2年10月には児童発達支援センターが新たに開所されている。民間事業所の充足に伴い、市の通所事業については終了とし、民間事業所をはじめ、教育機関との連携体制の構築や、出生から就学期に渡るまでの切れ目ない支援のために臨床心理士や地区担当保健師による個別の相談支援体制の展開にシフトしている。 子ども基本条例の策定については、他自治体での子ども権利条例・子ども条例の策定状況は6区4市と取組は少なく、時代の求める新しい条例づくりができれば先進的なものとなる。
--

(4) 施策の具体的な取組状況

3年度の取組状況	4年度の取組予定
<p>●展開方向1</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て広場「ここすき」を事業団が継続して運営。 幼保小連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を継続して受け、幼保小連携推進委員会を継続して開催した。具体的な交流として、幼保の職員が小学校1年生の授業を参観し、1年生のスタートカリキュラムについて意見交換を行うなど取り組みを進めた。 令和5年度に開設予定の(仮称)矢川プラス内で事業を展開予定の幼児教育センターについて、事業団とも連携の上で具体的な事業内容について検討を行った。 	<p>●展開方向1</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て広場「ここすき」を事業団が継続して運営。 幼保小連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を継続して受け、幼保小連携推進委員会を継続して開催し、都主催の中間発表会で発表を行う。令和3年度に取り組んだモデル地域での具体的な交流を全市に展開するとともに、研修会や講演会を開催予定。 令和5年度に開設予定の矢川プラス内で事業を展開予定の幼児教育センターについて、事業団とも連携の上で具体的な事業内容を決定する。

●展開方向2

- ・子どもの人権オンブズマンでは、子ども食堂へ制度の周知を行ったほか、市内の高校生と協働し、リーフレット作成やイベント実施をとおして子どもの権利を学ぶ機会を提供した。
- ・不登校状態にある児童・生徒のための福祉的支援として、当事者やその家族への訪問支援と共に、職員のスキルアップ研修を実施。
- ・(仮称)子ども基本条例の策定に向け、子どもを対象にアンケート調査やヒアリング調査を実施。また、子どもの権利に関する調査研究を実施。
- ・子どもの居場所づくりでは、団体への補助事業を実施し、コロナ禍の中で大切な居場所となっている子ども食堂への支援を充実させた。
- ・公民館における中高生の学習支援事業LABO☆くにスタを実施した。
- ・自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座として、学校内居場所カフェの実践に係る講演会や座談会、ワークショップ等を実施した。

●展開方向3

- ・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)
- ・市内の発達支援事業と共同で事業所フェアを開催。
- ・子ども家庭部・しょうがいしゃ支援課・教育委員会と共同で「くにたち発達サポートブック」を作成。保護者への就学支援を主に各部署の役割や相談窓口などを分かりやすく案内。
- ・保護者交流と子どもの発達の見守りの場として小グループの事業「カラフル」を実施。
- ・児童発達支援事業所を利用するために必要なしょうがいの受給者証の仮受付を保健センター(子ども保健・発達支援係)で開始した。

●展開方向4

- ・(仮称)矢川プラスの令和5年開業に向け、運営に関する指定管理者選定検討部会を設置し、管理運営方針等について検討した。
- ・児童館機能の見直しのための在り方検討会を実施し、報告書を作成した。
- ・中高生ローカルセッション事業として中高生実行委員会に因るイベントを企画して実施した。
- ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進。
- ・学童保育所の夏季休業中の昼食提供について試行実施した。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況に配慮し海外派遣は中止したが、子ども長崎派遣平和事業を実施した。
- ・子どもの放課後の居場所を充実させるための子どもの居場所事業補助金交付を実施。
- ・子どもの食を応援する子ども食堂への補助を実施。
- ・青少年地区委員会活動への助成。

●展開方向2

- ・子どもの人権オンブズマンでは、小学校向けの人権講座の拡充と学校、児童館等へのアウトリーチを再開して、制度の周知とともに子どもの権利に関する理解を深める。
- ・(仮称)子ども基本条例の策定に向け、子どもへのヒアリング調査を継続し、その声と大人の相互の意見をとりまとめ条例案策定を目指す。
- ・不登校状態にある児童・生徒のための教育と福祉の検討の場として「児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」を立ち上げ、支援の仕組みづくりを進める。
- ・公民館における中高生の学習支援事業LABO☆くにスタを実施。また、市内の学習支援事業について、社会福祉協議会や市内NPOと連携を強化し広報する。
- ・自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座として、「校内居場所カフェ」ボランティア養成講座をNHK学園高等学校と共催で実施する。

●展開方向3

- ・くにたち発達サポートブックを広く配布し、早期から就学支援を視野に入れた発達支援を実施する。
- ・市内の発達支援事業所をまとめたリーフレットを作成し周知を図る。
- ・発達をテーマとした市民講演会の実施。

●展開方向4

- ・(仮称)矢川プラスの令和5年開業に向け、運営に関する指定管理者選定、市議会での議決をもって指定管理者の決定を行い、協定後の開館に向けた準備とプレイベントを行う。合わせて、矢川プラス内に設置される矢川児童館を、来年度4月開設に向けて、これまで以上に子ども主体の児童館となる準備を進める。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況に配慮しながら、子ども長崎派遣平和事業を実施する。
- ・中高生ローカルセッション事業として中高生実行委員会に因るイベントを企画して実施する。
- ・学童保育所とほうかごキッズの一体的運用と整備を推進。
- ・学童保育所の夏季休業中の昼食提供について、課題調査のため、昨年度と異なる給食提供事業者で試行実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況に配慮し海外派遣は中止したが、子ども長崎派遣平和事業を実施。
- ・子どもの放課後の居場所を充実させるための子どもの居場所事業補助金交付を実施。
- ・子どもの食を応援する子ども食堂への補助を実施。
- ・青少年地区委員会活動への助成。

6 3年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等) ※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

【展開方向1】幼児期からの教育推進

・令和2年度より、幼児教育推進事業の実施主体を事業団とし、市としては補助金を支出する形としている。実施主体が移管された後についても、人材については、これまで「ここすき」に関わってきた職員を事業団へ派遣または事業団で採用し、事業の継続性を保つことができています。

・幼保小の連携に関し、東京都の研究協力地区の指定を受けており、教育委員会とも密に連携し、北地域を中心に小学校や保育園、幼稚園でモデル的に交流し、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムなどについて意見交換を行ってきた。また、市内全体の小学校、保育園、幼稚園で具体的な交流を行う仕組みを作った。

【展開方向2】ありのままの自分でいられる場所づくり

・子ども本人からの相談が大幅に増えたが、子どもの人権オンブズマンは相談者と丁寧なやり取りを行い、子ども一人ひとりの人権を尊重するとともに人権意識を深め、子どもの人権侵害の救済や子ども自ら問題解決に臨む力の育成を図った。

・生きづらさを感じる女性を支援するための「ひきこもり女子会」について、市長会の助成を受け清瀬市と広域連携で開催した。実施を通じ、新たに調布市の連携協力を得られ、対象者への支援を拡大することができた。

・学校、教育委員会が進める不登校支援に加え、子ども家庭部、健康福祉部の福祉的支援による支援の強化を行うための仕組みづくりを進めるための「児童・生徒の多様な学びを伸ばす環境整備協議会」設立の検討をおこなった。

・日常的な学習で躓きがちな中高生を対象に、市内在住、在学の大学生等が主要五科目を中心に個別学習を支援する学習支援事業「LABO☆くにスタ」を実施し(月3～4回、年間36回)、延べ264名の児童・生徒が参加(支援の学生は431名)。

・自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座として、学校内居場所カフェの実践に係る講演会や座談会、ワークショップ等を実施し、延べ93名の参加を得た。また、市内で子ども・若者支援を実施する団体4か所の見学会や、NHK学園高等学校内での居場所カフェのイベントを実施した。

【展開方向3】すべての子どもが分け隔てなく過ごせる環境づくり

・くにたち子育てサポート窓口(くにサポ)において、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて社会資源の紹介や保健医療又は福祉などの関係機関との連絡調整をはかるなど、包括的な支援を行った。

・市内の保育園、幼稚園、学童への巡回相談や保護者の対応力の向上のためのペアレントプログラムを実施した。

・児童発達支援センターとの連絡会の実施(毎月)

・市内の発達支援事業と共同で事業所フェアを開催。

・子ども家庭部・しょうがいしゃ支援課・教育委員会と共同で「くにたち発達サポートブック」を作成。保護者への就学支援を主に各部署の役割や相談窓口などを分かりやすく案内。

・保護者交流と子どもの発達の見守りの場として小グループの事業「カラフル」を実施。

・児童発達支援事業所を利用するために必要なしょうがいの受給者証の仮受付を保健センター(子ども保健・発達支援係)で開始した。

【展開方向4】子どもたちが主体的に学び成長できる場所づくり

・子どもの貧困や虐待をはじめとする子どもや子育て家庭を取り巻く複雑・多様化した社会課題に対しての支援を行うにあたり、地域力・地域資源をより効率的・効果的に循環させる方法を検討し実践するための「こども応援事業(子ども協議会)」を開始した。

・児童館における中高生の居場所事業の充実と方向性について精査することを目的に、中高生ローカルセッション事業を実施。中高生による実行委員会を立ち上げ、イベント実施の試みにより、子どもたち主体の体験機会の提供した。コロナ禍の中での実施もあり、機運醸成につなげるような取組にすることが課題である。

・新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受ける子どもたちが安心して集い、食事のできる子ども食堂を推進することを目的に「子どもの食応援事業」を実施し、子ども食堂などに補助金を交付し、市内の食堂をマップ化して周知した。

・子どもの居場所の充実のために、子どもの居場所事業補助金を交付した。また、居場所事業を実施する団体による中間報告会と、子ども食堂団体の交流会を実施した。

・新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により旅行等体験を制限された児童のために、公共施設を巡るスタンプラリー事業を実施した。

○改善余地のある事項・課題等

・令和5年度より幼児教育センター事業が開始されるため、事業団とより密に事業内容を詰めていく必要がある。

・しょうがいしゃ支援課や教育委員会等と連携しながら、医療的ケア児のライフステージに沿った支援を展開していく必要がある。

・教育委員会や健康福祉部、生活環境部と連携しながら、外国にルーツを持つ子育て家庭の支援を展開していく必要がある。

・公民館の学習支援事業「LABO☆くにスタ」は、コロナ禍で中高生の参加が減少していることから、改めて広報を強化する必要がある。

(2) 施策の3年度における総合評価

C	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A: 目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B: 一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C: 成果向上のため、一層の努力が求められる。 D: 成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E: 現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
----------	--

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 5年度の取組方針

【展開方向1】

- ・幼児教育センター事業の展開による市内全体の幼児教育環境の向上。
- ・幼保小連携研究協力地区研究成果の最終発表。

【展開方向2】

- ・子どもが自由に出入りでき、子どもの居場所となる相談室設置の検討。
- ・(仮称)子ども基本条例の策定。
- ・学習支援事業LABO☆くにスタを引き続き実施するが、コロナ禍で減少した中高生の参加を回復し、さらに増やすために、市内中学校や学習支援事業を実施する他の団体(社会福祉協議会やNPO等)との連携を進め、広報等について検討し実施する。
- ・令和3年度に実施した、自立に課題をかかえる若者の支援を志す市民を対象とした、子ども・若者地域参加サポーター養成講座(学校内居場所カフェの実践に係る講演会や座談会、ワークショップ等)を踏まえ、公民館とNHK学園高等学校が連携し、高校内居場所カフェのボランティア養成講座を実施する。

【展開方向3】

- ・令和5年度に子ども家庭支援センターの虐待対応機能を本庁に移すことによる連携機能(迅速性)の強化、又、子ども家庭支援センターの子育て広場を矢川プラス内に移設することにより、新たな複合施設での充実した内容での事業を進める。

【展開方向4】

- ・令和3年度に策定した児童館3館の整備方針を基本に、子どもの居場所の在り方の方向性を検証しながら、児童館を地域の拠点となることを目指す取組を進める。
- ・子ども応援事業(子ども協議会)では、食に関する支援や体験につながる取組を進めることを確認し、次年度中には試行的な取組を進める予定とした。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- ・幼児教育センターでの5本の柱(実践、研究・研修、啓発・推進、発達支援、連携)の事業展開により、市全体の幼児教育水準の向上を図り、まちぐるみ・地域ぐるみで子どもたちを育てる環境づくりを推進する。
- ・矢川プラス内の矢川児童館も含めた市内児童館3館を中心とした、市域全体での子どもの居場所、遊びのネットワークを構築する。